

令和8年度 UAE 向け食品輸出支援事業業務委託 業務仕様書

1 目的

人口減少や高齢化に伴い、国内の飲食料の市場規模が縮小するなか、海外においては、経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大傾向にあります。

特に、イスラム教徒の人口増加に伴い、ハラールフード市場は大きく拡大することが予想されています。

このため、ハラール圏であり、かつ、周辺国への波及効果が期待できる UAE をターゲットとした輸出への支援を強化することで、県産品の販路拡大につなげます。

2 業務名称

令和8年度 UAE 向け食品輸出支援事業

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務概要

(1) UAE 向け輸出セミナーの開催

UAE 向け輸出に関心のある県内事業者を対象に、UAE 市場やハラール対応を学ぶセミナーを1回以上開催すること。

① 参加事業者

三重県内の農林水産事業者、飲食料製造事業者

② 開催時期

本事業開始後すみやかに

③ 実施方法

対面（オンライン併用）を原則とする

④ セミナーの内容

UAE 市場のトレンドやニーズ、ハラール対応、成功事例など

⑤ セミナーの運営

日程や会場の決定、参加者の募集や取りまとめ、会場の確保、講師の手配、当日の運営、セミナー記録の作成、アンケートの実施など、セミナー開催に係る一切の業務を行うこと

(2) UAE 向け輸出のための調査の実施

県産品の UAE 向け輸出の新規開拓や拡大のため、現地市場のニーズや県産品の強みを踏まえた現地市場へのアプローチ方法などについて、調査を実施すること。

① 調査内容

- ・ 県産品の品目毎の強みや、それぞれに適した販売先（飲食店、小売店など）
- ・ UAE の基本情報（人口構成、富裕層の割合等）や輸入規制
- ・ UAE のトレンドや販売先のニーズ
- ・ 県産品の現地市場への効果的なアプローチ方法
- ・ 有事の際にも確実に県産品を UAE に届けるために必要となる対応や、事業者が取るべき対応
- ・ その他、県産品の UAE 向け輸出の新規開拓や拡大のために必要となる内容

② 調査結果の提出

調査した結果は、(ア) 三重県への報告用、(イ) 事業者への配布用としてそれぞれ取りまとめ、電子データ (PDF : A4サイズ) にて三重県に提出すること。

(3) UAE バイヤーとの商談の実施

UAE の現地バイヤーを招へいし、県内の事業者との商談を1回以上実施し、商談に同席すること。

① 参加事業者

三重県内の農林水産事業者、飲食料製造事業者 10 事業者以上

※ 上記 (1) セミナー参加事業者が望ましい

※ 県産品の強みや UAE のニーズを踏まえ、輸出が有望と見込まれる事業者の掘り起こしを行うとともに、事業者に対し広く周知のうえ募集を行うこと (募集チラシの作成を含む)

② 実施方法

原則、バイヤーによる生産・製造現場訪問により商談を実施すること

③ 招へいバイヤー等

・ それぞれの県産品に適した販売先のバイヤーについて、可能な限り、下記 (ア) 及び (イ) を同時に招へいし、引き合いのあった案件に漏れなく対応できるようにすること

(ア) UAE のインポーターやディストリビューター

(イ) 上記 (ア) の取引先である飲食店や小売店のバイヤー

・ バイヤーは上記 (ア) 及び (イ) を合わせて4名以上を招へいすること

④ サンプルの輸送手配等

必要に応じて、商品サンプルの輸送手配や輸出入手続きを行うこと。

※ サンプルの代金や日本国内指定先までの送料、各種証明書等発行手数料は参加事業者の負担とする。

⑤ 事前調整

・ 事前に参加事業者に対して、UAE 側の輸入規制や言語への対応、商談の進め方に関するアドバイスを行うこと。

・ 必要に応じて事前マッチングを行うなど、成約につなげるための工夫をすること。

⑥ 商談の運営

商談日程やスケジュールの決定、参加事業者や招へいバイヤーとの連絡調整、必要備品や移動手段の手配、当日の運営、通訳の手配、商談記録の作成など、商談開催に係る一切の業務を行うこと。

※ 航空券の手配等を行う場合は必要な資格を所持する者を配置するなど、旅行業法を遵守すること。

⑦ その他

・ 商流や物流を考慮し、商談後の新規取引やその後の継続的な取引を見据えて対応すること。

・ 世界情勢の影響などにより、UAE 現地からバイヤーを招へいすることができなくなった場合には、三重県と協議し、事業内容を変更のうえ精算することとする。

(4) 商談後のフィードバック及びフォローアップ

商談後は、参加事業者へのフィードバックを行うとともに、より多くの成約につなげるためのフォローアップを行うこと。

- ① 商談結果を取りまとめ、招へいバイヤー等の意見を踏まえた今後の展開（商品や販売方法のブラッシュアップ等）について、参加事業者にフィードバックを行うこと。
- ② 令和9年2月末までを目安に、招へいバイヤーや参加事業者との連絡調整、参加事業者のサポートを行うなど、成約に向けたフォローアップを行うこと。
- ③ 商談で提案された商品について、令和9年2月末時点での商談結果（成約・成約見込・継続商談・不成約）を取りまとめること。なお、成約・成約見込の商品はその販路を、継続商談・不成約の商品は成約に向けて必要な改善点やアドバイスを記載すること。

(5) アンケートの実施

参加事業者を対象に本事業に係るアンケートを行うとともに、アンケート結果の取りまとめ、分析を行うこと。

(6) その他

本事業実施にあたっては、三重県と十分に協議のうえ実施すること。

(7) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を三重県に提出するものとする。委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

① 委託業務実績報告書の内容

委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

② 提出媒体

電子データ（PDF） ※A4サイズとする。

③ 提出期限

履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、三重県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。なお、必要がある場合は前金払をすることができるものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：田上、清水口

電話：059-224-2336 電子メール：export@pref.mie.lg.jp